

**（４）災害補償に関する要件**

●非雇用型の利用者が就労訓練事業において災害を被った場合の補償のために、必要な措置を講じること。

**（２）就労等の支援に関する要件**

●就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

➊➋に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

➋就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

㋐就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

㋑就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

㋒自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

㋓アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

**（３）安全衛生に関する要件**

●非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

**（１）就労訓練事業者に関する要件**

➊法人格を有すること。

➋就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

➌自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

➍就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

➎次のいずれにも該当しない者であること。

㋐生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

㋑就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

㋒暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者　等

●認定基準の内容は以下のとおりです。なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）は、認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものですので、併せてご参照ください。

**認定基準の内容**

**事業**

**開始**

**自立相談支援機関**

**からのあっせん**

**審査**

**認定**

**申請**

●就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市にある場合は、指定都市又は中核市の長）の認定を受けることが必要です。

●認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請後の一連の流れは次のとおりです。なお、申請の詳細は自治体までお問い合わせください。

**事業を開始するまでの流れ**